平成２２年（フ）第３１３号
熊本県下益城郡美里町中小路734番地の１
破産者　有限会社高田畜産
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８号
大分県日田市中本町５番14号
破産者　有限会社五島工芸
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３３６号
宮崎市霧島３丁目79番地　加賀ビル106号
破産者　株式会社ＩＳフレッシュ青果
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１２８号
兵庫県養父市口米地98番地８
破産者　内田　政臣
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
群馬県高崎市上並榎町232番地11、住民票上の住所群馬県高崎市台町４番地19
破産者　福田　晏芳
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９１９号
埼玉県川越市新宿町４丁目９番地９　市川荘201号室、前住所埼玉県川越市富士見町25番地15　ビューハイツ富士見201号室
破産者　青木　　隆
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９６５号
横浜市青葉区美しが丘４丁目16番地１
破産者　高橋　榮一（旧姓堀）
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２０号
横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目８番５―504号
破産者　木崎　雅史
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１号
長野県東御市祢津242番地２　トライアンフ花岡Ｂ102、前住所長野県上田市古里203番地７
破産者　武井　守男
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２８３７号
愛知県春日井市花長町１丁目５番地５
破産者　富山秀昌こと　鄭　　柄昌
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９１５号
名古屋市中区門前町１番39号　第２吉川屋ビル603号
破産者　澤田　三彦
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０３０号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４　上飯田第二市街地住宅３棟232号
破産者　横山　和美
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨2340番地11
破産者　安田　弘美
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３８号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字ハサマ33番地ガレージＤ内、住民票上の住所滋賀県甲賀市甲南町深川1460番地35
破産者　高嶋　俊彦
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１１号
滋賀県近江八幡市土田町150番地１
破産者　坂元　兼弘
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４５８号
神戸市灘区天城通７丁目４番10号
破産者　湊交通こと　湊　淳一郎
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２号
奈良県五條市西吉野町桧川迫16番地
破産者　岡田　利男
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４８２号
広島県廿日市市佐方同免711番地Ｃ202号、住民票上の住所広島県廿日市市新宮１丁目３番16号
破産者　川西　俊司
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８号
広島市中区江波東１丁目３番31―201号
破産者　竹尾　泰雄
１　決定年月日　平成23年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部